

第1号議案

広島県教育委員会規則の一部改正について

県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予並びに入学料の免除に関する規則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和7年4月11日

広島県教育委員会教育長 篠田 智 志

1 提案要旨

令和7年度から開始される所得制限のない高等学校の授業料等無償化に対応するため、県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予並びに入学料の免除に関する規則の一部を改正する。

2 改正内容

生徒・保護者等が授業料等の無償化に係る申請を行うまでの間、授業料等の徴収を猶予できるよう改正を行う。

3 規則案

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

広島県教育委員会規則第 号

県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予並びに入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月 日

広島県教育委員会
教育長 篠 田 智 志

県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予並びに入学料の免除に関する
規則の一部を改正する規則

県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予並びに入学料の免除に関する規則（昭和五十一年広島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(徴収猶予) 第四条 (略) 一 (略) 二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請した者又は申請する予定の者（通信制の課程に在学する者を除く。） 三 (略) 2 (略)	(徴収猶予) 第四条 (略) 一 (略) 二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請した者（通信制の課程における就学に係る当該認定を申請した者を除く。） 三 (略) 2 (略)

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予並びに入学料の免除に関する規則
の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(徴収猶予) 第四条 授業料等の徴収猶予を受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 第二条各号のいずれかに該当する者に準ずる者 二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請した者又は申請する予定の者（<u>通信制の課程に在学する者を除く。</u>） 三 授業料に充てるための県の交付金を申請した者 2 （略）	(徴収猶予) 第四条 授業料等の徴収猶予を受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 第二条各号のいずれかに該当する者に準ずる者 二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請した者（<u>通信制の課程における就学に係る当該認定を申請した者を除く。</u>） 三 授業料に充てるための県の交付金を申請した者 2 （略）

【参考】県立高等学校の授業料等に関する条例（抜粋）

（徴収の時期及び方法）

第三条 授業料等の徴収の時期は、次の各号に定めるとおりとする。

一 入学者選抜料 出願の際、徴収する。

二 選考料 入学の際、徴収する。

三 入学料 入学手続の際、徴収する。

四 授業料

イ 毎月（卒業の日の属する月については、その月の前月）の一定の時期にその月分を徴収する。ただし、徴収時期前に留学し、休学し、若しくは退学し、又は徴収時期後に入学し、復帰し、若しくは復学する場合には、それぞれ留学、休学、退学、入学、復帰又は復学の際、徴収する。

ロ イの規定にかかわらず、生徒の申出があつた場合は、徴収時期が到来していない授業料であつて当該年度に属するものにつき、その申出に係る額を、その際、徴収することができる。

五 聴講料 聴講開始の月に、徴収する。

六 受講料 受講開始の月に、徴収する。